

益城町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定支援業務委託 プロポーザル実施要領

1. 目的

本業務は、昨今の本町を取り巻く環境の変化を踏まえ、地球温暖化対策推進法第21条第1項の規定に基づき、本町が実施している事務・事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組みを推進し、更なる温室効果ガスの排出量の削減を図るため、現行の「第4次益城町地球温暖化対策実行計画」を改訂し、新たに「益城町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定することを目的とする。

策定にあたっては、高い専門性と豊富な経験等が必要とされることから、公募型プロポーザル方式により、受託候補者を選定する。

2. 業務概要

（1）業務名

益城町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定支援業務委託

（2）業務内容

別紙「益城町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定支援業務仕様書」のとおり

（3）履行期間

契約締結の日の翌日から令和8年3月27日（金）まで

（4）事業費限度額

金4,653,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

なお、必要に応じて本町から確認資料の提出を求めることがある。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2）手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく、再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- （4）民事保全法（平成元年法律第91号）の規程に基づく民事保全の手続が常態として行われているものと認められるものでないこと。
- （5）暴力団による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- （6）益城町の指名停止措置等に関連する要領等による指名停止を受けていないこと。
- （7）過去5年間（公開開始日を基準日とする）において、元請として同種業務の総括責任者又は主たる業務担当者に類する立場で実績を有する者を雇用してお

り、総括責任者又は主たる業務担当者のいずれかで配置できること。

4. 選定方針

(1) プレゼンテーション審査

提出書類（企画提案書等）の内容についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施したうえで審査を行い、受託候補者1者及び次席者1者を選定する。

(2) 審査主体

審査は、「益城町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定支援業務受託事業者選考委員会設置要領」に基づき設置する「益城町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定支援業務受託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）」において行う。

(3) その他

応募者が多数の場合には、第1次審査（書類審査）を行う場合がある。

なお、選考委員会の委員については、公表しないものとする。

5. プロポーザル実施スケジュール

- 公募開始（実施要領等の配布） 令和7年6月9日（月）
- 質問書受付期間 令和7年6月9日（月）から
令和7年6月16日（月）午後5時まで
- 質問に対する回答 令和7年6月18日（水）
- 参加表明書等の提出期限 令和7年6月25日（水）午後5時まで
- 企画提案書等の提出期限 令和7年7月3日（木）午後5時まで
- プレゼンテーション審査 令和7年7月8日（火）
- 最終選考結果の通知 令和7年7月中旬（予定）

6. 実施要領等の配布

(1) 配布方法

益城町ホームページからダウンロード

(<https://www.town.mashiki.lg.jp/default.html>)

(2) 配布期間 令和7年6月9日（月）から令和7年6月25日（水）午後5時まで

7. 書類提出及び問い合わせ先

- 所在地 〒861-2295 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地
- 担当係 益城町役場住民課環境衛生係
- 電話番号 096-289-8077
- 電子メール kankyo@town.mashiki.lg.jp

8. 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年6月9日（月）から令和7年6月16日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

ア 質問書（様式第5号）を電子メールにて提出すること。（件名を「益城町地球

- 温暖化対策実行計画（事務事業編）策定支援業務に関する質問」とすること。）
- イ 審査に関する質問には応じない。
- ウ 提出先：本要領 7 に掲げる提出先

（３）回答

提出された質問の回答は、質問内容と合わせ、質問者名等を伏せて、益城町ホームページに掲載するものとする。

9. 参加表明書等の提出

（１）提出期間 令和 7 年 6 月 2 5 日（水）午後 5 時必着

（２）提出書類等

次に掲げる書類を提出すること

提出書類	様式等
参加表明書	様式第 1 号
会社概要	様式第 2 号
委任状	様式第 3 号 ※本社が自社の支社又は営業所等に契約に関する権限を委任する場合に限る

（３）提出方法

ア 持参（閉庁日及び業務時間外は受け付けない。）又は郵送による。

イ 提出先：本要領 7 に掲げる提出先

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

10. 企画提案書等書類の提出等

（１）提出期間 令和 7 年 7 月 3 日（木）午後 5 時必着

（２）提出書類等

益城町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定める仕様に沿って、次に掲げる書類を作成し必要部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数等
企画提案書	様式第 4 号	1 部
企画提案内容	様式任意	会社名有り 1 部 会社名無し 7 部

（３）企画提案の内容

「企画提案内容」の作成にあたっては、以下の内容を含めて整理を行い、提案を行うことを求める。

1. 「本業務に対する考え方」について

今回策定する益城町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）では、本町の温室効果ガス削減目標の基準年度を 2013 年度と設定し、基準年度（2013 年度）と直近年度（2024 年度）の施設ごとの温室効果ガス排出状況进行分析した上で、各施設が 2030 年度に達成すべき目標設定及びその達成に向けた課題の整理を行う。

しかし、本町では、2016 年に発生した熊本地震の復旧・復興事業により、施設の更新等が集中して行われた経緯があるため、基準年度以降の削減状況を正しく把握した上で、適切な目標設定及び課題整理をすることが難しく、かつ重要になる。

また、上記のような施設更新等があったことも背景にあり、温室効果ガスに関するデータを定期的に取り得ていくための手法が確立されていない状況であるため、業務負荷をかけずに今後の状況をフォローアップしていくための仕組み等の構築も重要である。

さらに、今回の計画策定を、本町が改めて地球温暖化対策に取り組んでいくリスタートの機会とし、次年度以降の各施設での確実な取組だけでなく、地域全体での意識醸成や取組の推進につながっていくような計画とすることも重要な観点である。

このことに関連して、次の 3 点に対する現時点での貴社の考えについて、整理及び提案を求める。

① 施設の建て替えや新築による影響への対応について

- ・ 2013 年度と 2024 年度の排出量を比較して分析を行う際、その間に発生した平成 28 年熊本地震及びそこから復旧・復興事業に伴う施設の建て替えや新築による影響をどのように考慮し、その影響をできるだけ排除した分析を行うか、ということについての貴社の考え。

② 次年度以降の計画管理・運用に関する仕組みの構築について

- ・ 次年度以降、計画の進捗状況を点検・評価する際に、負荷なく排出量に関するデータ収集や排出量算定を行うための具体的な手法及びその効率的な運用についての貴社の考え。

③ 今回の計画策定の効果を行政及び地域全体に波及させる方法について

- ・ 本計画の策定を通じて、行政内部の業務改善や温室効果ガス削減意識の向上、地域全体の脱炭素化推進にどのような効果を波及させていくことができるか、ということについての貴社の考え。

2. 「本業務の進め方」について

本業務を円滑に進めるために、特に以下の点に関する貴社の考え方や工夫等について、整理及び提案を求める。

① スケジュールについて

② 実施体制について

③ 貴社及び主担当者の実績の本業務への活用について

④ 費用について

(4) 作成上の留意事項

様式は任意とする。但し、提出した資料を用いてプレゼンテーション審査に臨むことを想定した資料作成を行うこと。

なお、プレゼンテーション審査における追加資料は認めない。

(5) 提出方法

ア 持参（閉庁日及び業務時間外は受け付けない。）又は郵送による。

イ 提出先：本要領7に掲げる提出先

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

1 1. 選定方法

選考委員会において審査を行い、受託候補者を選定する。

(1) プレゼンテーション審査

ア 審査方法

プレゼンテーション並びに選考委員会によるヒアリングにより、審査及び評価を行い、受託候補者1者及び次席者1者を選定する。ただし、審査の結果、合計点が60点に満たない者は選定の対象としない。

なお、選考委員会は非公開とする。

イ 実施日

令和7年7月8日（火）※詳細な日時・場所については、別途通知する。

ウ プレゼンテーション時の留意事項

プレゼンテーション審査への出席者は3名以内とし、本業務にあたる主担当者が中心となって、提出したテーマ別企画提案書のみを用いた内容説明を行うこと。

なお、説明にあたってプロジェクターの使用は可とするが、追加資料の使用は認めない。その他詳細については、別途通知する。

エ 結果の通知

候補者選考後、参加者全員に選定又は不選定の結果を、電子メールで通知する。

(2) 質問等

プレゼンテーション審査にて受託候補者に選定されなかった者は、審査結果が公表された日の翌日から起算して7日（土日祝日を含まない）以内に、書面により選考委員会に対して不選定理由の説明を求めることができる。

また、選考委員会は、説明を求められた場合、書面による質問等の提出期限日の翌日を起算して10日以内に書面により回答を行う。

(3) 評価表 (予定)

審査項目		判断基準	配点
本業務に対する考え方	課題認識の明確性	温室効果ガス削減目標設定に係る本町の現状や課題を的確に理解しているか。	5 点
	提案内容の具体性	温室効果ガス排出量データ収集・分析について、本町の状況を踏まえた上で、震災の影響等も考慮可能な具体的な手法が提案されているか。	1 5 点
		2030 年度の目標設定および目標達成に向けての取組整理について、現実的かつ効果的な整理を行うための具体的な手法が提案されているか。	1 5 点
		次年度以降の計画管理・運用を円滑に進めるための、データ収集・排出量算定等の具体的な手法が提案されているか。	1 0 点
	策定効果の明確性	本計画策定が行政内部や地域全体にもたらす効果（脱炭素化推進）とその発現に向けた本業務における工夫が提案されているか。	1 0 点
本業務の進め方	スケジュールの妥当性	設定されたスケジュール及び作業工程は現実的で無理がなく、作業手順は効率的なものであるか。	5 点
	実施体制の適切性	主担当者が中心となりながら、チームとして業務を推進する具体的な体制が計画されているか。	5 点
		主担当者の専門性や経験が本業務に適しているか。貴社及び主担当者が過去に類似業務を実施した実績があり、それが本業務に活用できるか。	1 0 点
	関係主体との連携	本計画に今後も深くかわる関係主体（施設管理者等）との丁寧な連携が意識された業務の進め方が提案されているか。	1 0 点
	費用の妥当性	提案された費用が業務内容に対して適切であるか。	5 点
プレゼン	コミュニケーション	分かりやすく、明快なコミュニケーションがなされているか。	5 点
		本業務に対する熱意を感じられるか。	5 点
合計			1 0 0 点

1 2. 契約

- (1) プレゼンテーション審査により選定した業者を受託候補とし、詳細な業務内容及び契約条件について、本町と協議・合意したのちに委託契約を締結する。なお、契約交渉が不調となった場合又は参加資格要件等を満たさないと認められた場合は、次席者として選定された者と契約交渉を行うものとする。
- (2) 本契約の仕様については、仕様書に定めるほか、発注者と受託者の協議のうえ定めるものとする。
- (3) 受託者は委託業務の全部及び一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、この限りではない。
- (4) 提案した配置予定者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。
- (5) 委託費の支払いについては、令和7年度末に、すべての業務を完了し、関係書類等の検査終了後に、全額を支払うものとする。

1 3. その他

- (1) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲で複製することがある。
- (3) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 本プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (5) 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は、失格とする。
- (6) 審査の公平性を害する行為を行ったものは失格とする。
- (7) 提出期限後の参加表明書及び企画提案書等の差し替え、再提出は認めない。
- (8) 提出された書類は、公表することがある。
- (9) 電話や電子メール等の通信事故については、益城町はいかなる責任も負わない。